

証券コード 3341  
平成28年6月28日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
日 本 調 剤 株 式 会 社  
代表取締役社長 三 津 原 博

## 第36期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の第36期定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第36期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第36期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

**第1号議案** 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第36期の期末配当金は、1株につき25円と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
定款変更の内容は、後述のとおりです。

**第3号議案** 取締役11名及び監査等委員3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に三津原博、鎌田良樹、三津原庸介、深井克彦、笠井直人、宮田徳昭、鈴木重夫、小柳利幸、小城和紀、藤本佳久、金井久兮の各氏が、監査等委員である取締役に木村金吾、薄金孝太郎、長嶋隆の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第4号議案** 補欠監査等委員1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役到大津益郎氏が選任されました。

**第5号議案** 取締役及び監査等委員の報酬額設定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額10億円以内（うち社外取締役2,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額は年額5,000万円以内に設定されました。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

**第6号議案** 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決され、退任取締役 見田元氏及び退任監査役 中川義雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員の協議にそれぞれ一任されました。

**第7号議案** 役員賞与支給の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期末の社外取締役を除く取締役10名に対し総額1億2,890万円、当期末の社外監査役を除く監査役1名に対し総額110万円の役員賞与を支給いたします。なお、各取締役に対する金額、支給時期等につきましては取締役会に、監査役については監査等委員の協議に一任されました。

以 上

## 定款変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 <条文省略>	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 <現行どおり>
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査等委員会</u> <削除> ③ 会計監査人
第 5 条～第 10 条 <条文省略>	第 5 条～第 10 条 <現行どおり>
( <u>自己の株式の取得</u> ) 第 11 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	<削除>
第 12 条～第 18 条 <条文省略>	第 11 条～第 17 条 <現行どおり>
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会
(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、15 名以内とする。	(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役( <u>監査等委員であるものを除く。</u> )は、15 名以内とする。
<新設>	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、3 名以内とする。</u>

変 更 前	変 更 後
(取締役の選任) 第20条 <新設>	(取締役の選任) 第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。	2 <現行どおり>
2 <条文省略>	3 <現行どおり>
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第20条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<新設>	2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
2 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は他の取締役の任期の満了する時までとする。</u>	3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び監査役 <u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u>	2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

変 更 前	変 更 後
<新設>	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第22条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
<新設>	<u>2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
第23条～第26条 <条文省略>	第23条～第26条 <現行どおり>
<新設>	<u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) 第27条 <条文省略>	(取締役会規程) 第28条 <現行どおり>
<新設>	<u>(監査等委員会規則)</u> 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第29条 <条文省略>	(取締役の責任免除) 第31条 <現行どおり>

変 更 前	変 更 後
第5章 監査役及び監査役会	<削除>
(監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。	<削除>
(監査役の選任) 第31条 株主総会における監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。	<削除>
(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	<削除>
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	<削除>
(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	<削除>
(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	<削除>
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	<削除>

変 更 前	変 更 後
<u>(監査役会規則)</u> 第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。	<削除>
<u>(監査役の報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	<削除>
<u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	<削除>
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	<削除>
第6章 計算	第5章 計算
(事業年度) 第38条 <条文省略>	(事業年度) 第32条 <現行どおり>
<新設>	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議のほか、取締役会の決議によって定めることができる。

変 更 前	変 更 後
(剰余金の配当の基準日) 第39条 <条文省略>	(剰余金の配当の基準日) 第34条 <現行どおり>
<新設>	<u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
( <u>中間配当</u> ) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	<削除>
(配当金の除斥期間) 第41条 <条文省略>	(配当金の除斥期間) 第35条 <現行どおり>
2 未払いの剰余金の配当金及び中間配当金には利息を付けない。	2 未払いの剰余金の配当金には利息を付けない。
<新設>	<u>附則</u> ( <u>監査役</u> の責任免除に関する経過措置) 当社は、第36期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
<新設>	2 第36期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。